

# 令和6年度冬期労働災害防止運動実施要綱

青森労働局

## 1 趣旨

当局管内は、冬期間となる11月から翌年3月にかけて降雪、低温、強い季節風等の冬期特有の気象条件の影響を受ける積雪寒冷地域である。

このような冬期特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因して発生する労働災害(以下「冬期労働災害」という。)は毎年多発しており、昨冬においては、冬期労働災害による死亡及び休業4日以上の死傷者数は163人(うち死亡1人)となったところである。

また、冬期労働災害は、降雪量が増加し、気温が一段と低下する12月から翌年2月までの3か月間に集中して発生する傾向にあり、昨冬の冬期労働災害においても死傷者数163人中134人(82.2%)がこの時期に発生しており、その内訳は、転倒災害が106人(79.1%)と大半を占めるほか、社用車で現場移動中に路面が凍結していたことによりスリップして道路脇の立ち木に衝突する死亡災害も発生している。

こうしたことを踏まえ、当局では、労働災害防止団体、事業者団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、今冬の冬期労働災害の減少を目指し、転倒災害並びに死亡災害や重篤な災害につながりやすい墜落転落災害及び交通労働災害の防止を重点として「令和6年度冬期労働災害防止運動」を実施、展開する。

## 2 重点目標

転倒災害、墜落転落災害及び交通労働災害の防止

## 3 実施期間

令和6年12月1日から令和7年2月28日までの3か月間

なお、冬期労働災害防止運動の実効を上げるため、令和6年11月1日から11月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

青森労働局・各労働基準監督署

## 5 実施者

各事業場(労働災害防止団体、事業者団体等は事業場における活動を支援)

## 6 主唱者の実施事項

- (1) 本運動に関する資料等の作成・配布及び周知
- (2) 関係行政機関、労働災害防止団体、事業者団体等に対する協力要請
- (3) 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項に対する指導援助
- (4) 事業場の実施事項に対する指導援助

## 7 実施者の実施事項

冬期労働災害を防止するため、実施者は次の事項を実施する。

### (1) 準備期間(11月)に事業場が実施する事項

#### ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知並びに労使による自主的な安全衛生活動の推進
- (イ) 安全衛生委員会等における冬期労働災害防止対策の事前検討
- (ウ) 転倒災害ヒヤリ・ハット事例の収集、構内危険マップの作成及び転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む。)におけるリスクアセスメントの実施
- (エ) 経営首脳、安全スタッフ等による職場の安全総点検の実施及びその結果に基づく確実な改善
- (オ) 地域の気象条件を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起、労働者に対する冬期労働災害防止対策に関する安全教育の実施
- (カ) 路面が凍結する早朝時間帯を避けた時差出勤やテレワークの導入・拡充等の柔軟な働き方がしやすい環境整備の検討

#### イ 転倒災害の防止のための準備事項

- (ア) 通路、作業場所及び駐車場の目印となる囲いやポール等の設置
- (イ) 屋外の階段、傾斜した箇所、例年積雪・凍結する箇所等の滑りやすい箇所の事前確認並びに融雪設備や滑り止めマット等の設置、除排雪器具及び融雪剤の準備

#### ウ 墜落災害の防止のための準備事項

- (ア) 屋根等の雪下ろし作業等の高所作業を行う可能性のある作業場所の状況、開口部及び安全に昇降するための設備等の有無の事前確認
- (イ) 墜落制止用器具及び墜落制止用器具を使用する際に用いる親綱、滑りにくい靴、ヘルメット、移動はしご(建物への固定器具を含む。)等の準備
- (ウ) 地上の安全な場所から雪庇や氷柱を除去できる長柄器具等の準備

#### エ 交通事故の防止のための準備事項

- (ア) 社有車等の業務で使用する車両のスタッドレスタイヤの装着及び車両点検
- (イ) 車両運転時は、天候や路面状況を考慮し、通常よりも早く出発する等の時間に余裕のある運行計画の策定

### (2) 準備期間(11月)に労働災害防止団体、事業者団体等が実施する事項

#### ア 会員事業場に対する本運動の周知啓発

#### イ 会員事業場の経営首脳に対する自ら率先した労働災害防止活動の要請

#### ウ 会員事業場の実施事項に対する必要な指導援助

#### エ 各種講習や教育の場を活用した本運動における労働者の役割等の周知

### (3) 実施期間(12月～2月)に事業場が実施する事項

#### ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知並びに労使による自主的な安全衛生活動の推進
- (イ) 安全衛生委員会等における冬期労働災害防止対策の検証
- (ウ) 転倒災害ヒヤリ・ハット事例の収集、構内危険マップの作成及び転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む。)におけるリスクアセスメントの実施

- (エ) 経営首脳、安全スタッフ等による職場の安全総点検の実施及びその結果に基づく確実な改善
  - (オ) 路面が凍結する早朝時間帯を避けた時差出勤やテレワークの導入・拡充
- イ 転倒災害の防止
- (ア) 通路、作業場所及び駐車場の除排雪・融雪設備の運用等による積雪・凍結防止
  - (イ) 屋外の階段、傾斜した箇所、除雪直後の路面、積雪・凍結した箇所等の除排雪・融雪等の徹底
  - (ウ) 歩行時は、滑りにくい安定した靴の着用、小さな歩幅かつ足の裏全体で着地してゆっくり歩く「すり足歩き」の推奨
  - (エ) スマートフォン等を操作しながら歩行する「歩きスマホ」、服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行する「ポケットハンド」、両手に物を持つての歩行の禁止
  - (オ) ヒヤリ・ハット事例の収集、構内危険マップの作成及び転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む。)におけるリスクアセスメント実施結果の措置の徹底
- ウ 墜落災害の防止
- (ア) 屋根等の高所作業時には、次の事項を徹底する
    - 作業開始前に作業場所の状況及び開口部等の有無を確認
    - 一人作業の禁止
    - 墜落制止用器具を使用するための設備の設置及び墜落制止用器具の確実な使用
    - 滑りにくい靴、ヘルメット等の着用
    - 屋根からの雪の投下箇所周辺の立入禁止
    - 屋根等の雪下ろし作業終了時まで投下した雪の堆積を徹底
  - (イ) 長柄器具等を用いて地上の安全な場所からの雪庇や氷柱の除去(可能な場合)
- エ 交通事故の防止
- (ア) 車両運転時の交通事故の防止
    - 控えめな速度及び長めの車間距離確保による走行
    - 夜間・早朝時の早めの点灯
    - 急ハンドル・急ブレーキの禁止
    - 橋の上、トンネルの出入口及び日陰箇所での減速
    - 天候及び路面状況を考慮に入れた時間的に余裕のある運行計画の策定
    - 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項の実施
  - (イ) 歩行時の交通事故の防止
    - 一般道の歩行時は、歩道や路側帯を通行し、車道を通行しない
    - 道路横断時は、横断歩道のある箇所で信号を守り、一時停止、左右確認を徹底し、積み重ねられた雪山の死角等から飛び出さない
    - 夜間・早朝時は反射材等を着用
- オ その他の災害の防止
- (ア) 除排雪における機械による災害の防止

- 事前の作業場所の状況並びに障害物及び転落危険箇所の有無の確認
  - 路肩等の転落危険箇所への目印の設置又は誘導員の配置
  - 運転中の大型除排雪車両との接触防止の徹底
  - 機械に氷等が詰まるなどの不具合の際の機械の停止措置の徹底
- (イ) 内燃機関、練炭等による一酸化炭素中毒の防止
- 練炭使用の原則禁止
  - 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項の周知
  - 火気使用場所の十分な換気
  - 一酸化炭素中毒の危険のある場所への原則立入禁止
  - 一酸化炭素中毒の危険のある場所に立ち入らざるを得ない場合の一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定、換気の実施、呼吸用保護具の着用等の徹底
- (ウ) 山岳部での作業における災害防止
- 遭難災害を防止するため、事前の移動経路等の決定、等間隔の目印の設置及び通路の整備、吹雪・濃霧の際の作業の中止及び屋内への避難並びに下山する場合の単独行動の回避
  - 雪崩が発生するおそれのある場所への作業小屋、宿舎等の設置の禁止
  - 現場における気象観測の記録及び最寄りの気象観測機関からの情報収集
  - 大雪又は雪崩注意報・警報が出された場合の作業中止及び安全な場所への退避
  - スコップ、ゾンデ棒及び雪崩ビーコン(救助・捜索用の器具)の携行
  - 積雪・強風による作業小屋、休憩所等の倒壊・崩壊を防止するための雪下ろしの徹底及び柱、屋根等の補強
- (エ) 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- 地山掘削作業を行う場合の土止め支保工の設置
  - 地肌が露出している箇所の点検、地山から離れた箇所の通行、見張員の配置等
  - 作業箇所の周辺・上流の積雪等の状態の調査及び除排雪の必要性の検討並びに作業中止等の適切な措置の実施による融雪・鉄砲水による災害の防止
- (オ) 作業時の保温及び作業開始前の体操の実施
- 作業場内の気温の適正化
  - 防寒衣等の着用
  - 筋肉硬化による動作の鈍化、腰痛等の予防のための作業開始前の体操の実施
- (4) 実施期間(12月～2月)に労働災害防止団体、事業者団体等が実施する事項
- ア 会員事業場に対する本運動の周知啓発
- イ 会員事業場の経営首脳に対する自ら率先した労働災害防止活動の要請
- ウ 会員事業場の実施事項に対する必要な指導援助
- エ 会員事業場相互による安全パトロール、安全講習会等の実施
- オ 各種講習や教育の場を活用した本運動における労働者の役割等の周知